アルコール健康障害対策基本法(概要)(平成25年法律第109号) 平成26年6月1日施行

目的(第1条)

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因**となり、アルコール健康障害は、**本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性**が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義(第2条、第5条)

アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒 等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題

責務(第4条~第9条)

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール健康障害対策推進基本計画(第12条、第14条)

- ・政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならない。少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、基本計画を変更しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。
- ・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

基本的施策(第15条~第24条)

教育の振興等/不適切な飲酒の誘引の防止/健康診断及び保健指導/医療の充実等/飲酒運転等をした者に対する指導等/相談支援等/ 社会復帰の支援/民間団体の活動に対する支援/人材の確保等/調査研究の推進等

アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期】

1. 基本理念

第2期:令和3年度~令和7年度

- ○アルコール健康障害の**発生・進行・再発の各段階での防止対策**を適切に実施
- ○アルコール健康障害の**本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営む**ことを支援
- ○関連して生ずる**飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携**

※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒

2. 重点課題

アルコール健康障害の発生予防 進行予防 再発予防 重点 ○飲酒に伴うリスクの知識の普及 ○本人・家族がより**円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援** ○不適切飲酒を防止する社会づくり 体制(相談⇒治療⇒回復支援)の整備 題 基本計画【第1期】の目標 基本計画【第1期】の目標 ・全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備(概ね達成見込み) 継続 改定 ①生活習慣病リスクを高める量(※)の飲酒者の減少 ③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催 ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上,女性20g以上 相談拠点 医療機関 自助グループ等 男性 15.3% (H22) →14.9% (R1) →13.0% (目標) 重 一点目標 女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → 6.4% (目標) 4 アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上 (現状)アルコール依存症のイメージ (H28 内閣府世論調査) ②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす ・本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である(43.7%)等 ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見 高3男子 21.7% (H22) →10.7% (H29) →0% (目標) 高3女子 19.9%(H22) → 8.1% (H29) →0% (目標) ⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少 8.7%(H22) → 1.2% (H29) →0% (目標) 妊娠中 (現状)アルコール性肝疾患 患者数 3.7万人(H29患者調查) 、 死亡者数 0.5万人(R1) ○アルコール依存症が疑われる者数〔推計〕と受診者数の乖離 ○問題飲酒者の割合 (いわゆる治療ギャップ) (現状) 男性:21.4% 女性:4.5%(H30) 関 連指 ※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上 (現状) 受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29) ○一時多量飲酒者の割合 生涯経験者〔推計〕 54万人(H30) 標 依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)[推計] 303万人(H30) など (現状) 男性:32.3% 女性:8.4%(H30)

など

3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進(運輸業の乗務員等)
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」(普及啓発資料) 作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発

等

②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底

等

6相談支援等

・地域の相談拠点を幅広く周知

者を治療等につなぐ取組の推進

・<u>定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関(行政、</u> 医療機関、自助グループ等)の連携体制の構築

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる

- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化

等

③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進等

⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の 活用促進

筡

4アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者(内 科、救急等)向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所 での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助 グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発

等

8民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

基本的施策①~⑧に掲げる該当項目を再掲